

平成 25 年度 第 2 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 25 年 11 月 15 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 経理用地課長、計画課長、施設管理課長、道路公園課長、土支田中央区画整理
工事担当課長、土支田中央区画整理課長、移転担当係長、光が丘保健相談所長、
施設給食課長、建築担当係長、環境部経営課経営係長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認（資料 1）
 - (2) 審議案件
 - ① 平成 25 年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・ 工事契約一覧（資料 2）
 - ・ 物品契約一覧（資料 3）
 - ・ 委託等契約一覧（資料 4）
 - ・ 設計・測量等契約一覧（資料 5）
 - ・ 審議資料（抽出案件一覧）（資料 6）
 - (3) 報告事項
 - ① 平成 25 年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料 8、9）
 - (4) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
 - 前回議事録の確認について
→ 全委員了承。
 - 平成 25 年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）
 - 抽出案件の説明
(委員)
今回抽出した案件について、抽出理由を説明する。
 - 1 練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事
高額な契約案件となっているが、入札の経過を確認したい。
 - 2 練馬区立上石神井第二保育園・児童館外構工事
特命随意契約とした理由を確認したい。
 - 3 街路築造および整地工事（24 区画整理その 3）

落札率が高くなっているが、入札の経過を確認したい。

- 4 土支田中央土地区画整理事業に伴う東京都水道局供給管撤去工事（単価契約）
高額な契約単価となっている理由と、入札の経過を確認したい。
- 5 乾燥 BCG ワクチン（1 人用）の購入（単価契約）
ワクチンの納入可能な業者の数を確認したい。
- 6 東部公園清掃管理作業（その 4）ほか 1 件
契約者が支店になっているが本店や支店の規模等、契約会社の概要を確認したい。
- 7 練馬区立開進第四中学校仮設校舎等の賃貸借
入札の経過と仮設校舎の設置場所を確認したい。
- 8 天然ガス自動車等の運行管理委託（単価契約）
天然ガス自動車の導入理由と利用の将来性について確認したい。

●抽出案件 1 練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事
(事務局)

当該工事は、築 50 年近くが経過し、震診断等の結果、改築による耐震化が必要とされた豊玉第二中学校校舎の解体・改築、校庭整備等の工事である。このほかに、機械設備工事と電気設備工事を別途発注している。

高額な建築工事案件となるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の三者を構成員とする建設共同企業体（J V）による制限付き一般競争入札を行った。

入札には 6 企業体が参加し、5 企業体が応札して、1 企業体が辞退、第一順位が区内業者の企業体が 14 億 9,933 万円（税込 15 億 7,429 万円）で落札している。

(委員)

耐震上問題があつて改築するということだが、過去に耐震補強はおこなっているのか。

(施設管理課長)

過去において、耐震補強は一部行っている。今回、耐震上の問題ということで、教育環境であること、および築年数を考慮し、補強よりも改築を選択した。

(委員)

耐震診断を行ったが、補強ではなく、建替えのほうに切り替えたということか。

(施設管理課長)

補強の案も出したが、補強の箇所が多いことが想定できたので、最終的には建替えとなった。

(委員)

補強したのでは二重の経費がかかるのではと気になったため、質問した。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件2 練馬区立上石神井第二保育園・児童館外構工事

(事務局)

当該工事は、保育園・児童館の改築にあたり、隣接する児童遊園に設置した仮設園舎を解体後、児童遊園を保育園の園庭として整備するための外溝工事である。工事の内容は、フェンス・排水設備・園庭・植栽等の整備工事となっている。

当該工事については、上石神井第二保育園・児童館改築工事の受注業者と特命随意契約を行っている。

改築工事に盛り込む外溝工事を別途発注したのは、改築工事と外溝工事の間に仮設園舎を解体したことから、改築工事終了から外溝工事の着手までに期間が空き、年度も変わったことによるものである。

工事内容としても、1期工事の改築工事で施工した園庭・側溝等と、2期工事の外溝工事で施工する部分との調整など改築工事との関連が高い工事であること、また当該業者が改築工事を通じて保育園の状況を把握し、園児等の通行の安全を確保しながら園庭等の整備を行うことが期待できること、近隣住民との信頼関係が構築されていることなどから随意契約とした。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件3 街路築造および整地工事(24区画整理その3)

(事務局)

当該工事は、土支田中央土地区画整理事業における事業計画に基づき行われる街路整備工事である。

予定価格が1億5千万円未満の土木工事のため、区内事業者優先発注基準に基づき、一般土木工事の業種で共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者による制限付き一般競争入札を行った。

入札には3者が参加して1者が辞退し、1億2千860万円(税込1億3千503万円)で落札した。

土木工事の業者は、道路舗装、水道施設、一般土木など複数の業種に登録を行っているが、街路整備等の一般土木工事は道路舗装等の工事と比較すると工事の種類も多く、難易度も高く敬遠される傾向があると推測される。

入札参加条件とした一般土木工事の区内Aランクの業者は1者、Bランクは10者と業者数が少ないうえに、道路舗装工事の入札を希望したことなどにより、結果的に入札参加事業者が少なくなり、十分な競争性が働かなかつたのではないかと推測される。

(委員)

契約金額は変更後の額を含むということで、当初の落札契約金額から見ると大きい変更金額になっている理由は。

(土支田中央区画整理工事担当課長)

25年度当初の契約案件に関しては設計労務単価の変更があり、それが金額の増えた理由である。これについては、来年2月に清算を予定しているが、若干工事内容に変更もあるので、あわせて設計変更を行う予定である

(委員)

結構な金額の増加だが、それが労務単価の変更によってならば、ほかの工事も同様か。

(経理用地課長)

設計労務単価の特例措置についてだが、今年度、設計労務単価は平均15%程度引き上げている。年度当初に発注する工事案件に関しては、時期的に今年度の新労務単価が間に合わないのので、昨年度の労務単価をつかい積算し、入札を行っている。

今年度に関しては、国をあげて労務単価(=賃金)を引き上げていく取り組みの中で、国が特例措置として、前年度の労務単価をつかった契約に関しても、新労務単価で積算した金額に契約変更を行い、自治体のほうにも要請があつて取り組んだものである。

全体としては建築関係よりも土木関係のほうが増加割合としては高かった。

労務単価自体は15%程度あがっているが、工事の積算は労務単価だけではないので、建築関係でいうと1~4%。土木のほうが労務費の割合が高いこともあり、上がり方が大きかったという見解である。

(委員)

今回の審議案件1、2、4等に関しても、単価見合いを見直していくことになるのか。

(経理用地課長)

該当になるのが概ね4月の中旬までに起工した案件で、該当する案件についてはすべ

て契約変更は終了している。あくまでも4月当初から中旬までに起工したものが該当となる。

(委員)

契約ではなく起工が対象になるのか。

(経理用地課長)

契約は4月1日以降に契約したものとなるが、起工は3月中旬から4月の当初に起工したものが対象となっている。東京都から新労務単価の通知が来るのが4月の中旬以降になるので、その前に積算作業をしたものは間に合わないため、前年度の単価をつかっている。そういった事情からきている。

(委員)

理解はしたが、そういう点に関しては、事前に説明が欲しかった。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件4 土支田中央土地区画整理事業に伴う東京都水道局供給管撤去工事（単価契約）

(事務局)

当該工事は、権利者の私有財産である水道供給管について、本来は補償金を支払い権利者が自ら撤去するところを、権利者ごとに工事が行われると費用面や完了確認手続き等が非効率となるため、工期短縮と費用削減の面から施行者である練馬区が一括して撤去工事を行うものである。

工事自体は小規模でかつ迅速な対応を図る必要があるため、単価契約で行うものである。

工事単価の種類が266種類と多く、想定される工種の単価合計額で入札を行うため、契約金額は1千万円を超える高額な金額となっているが、実際に区が指示する工事の単価は安く、支払い予定額も高額な金額は想定していない。

水道施設工事の業種に登録があり、東京都の指定給水装置工事事業者である区内事業者を参加条件に希望制指名競争入札を行った。1者からの申し込み指名による6者を加えて入札を行い、1者が不参加、5者が辞退し、残る1者が落札した。

5者が辞退した理由としては、工事自体が小規模で工事場所も点在するほか、舗装等の単価の高い工事が少ないことなどから敬遠されたのではないかと推測される。

(委員)

不参だった1者にはペナルティがあるか。

(事務局)

ペナルティ等は特にない。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件5 乾燥BCGワクチン(1人用)の購入(単価契約)

(事務局)

当該物品購入の内容は、区内保健相談所で結核予防のために接種するBCGワクチンの購入である。

平成23年度までは指名競争入札を行っていたが、平成24年度から予定価格が1千万円以上の物品購入に一般競争入札を導入したことにより、当該案件についても24年度から制限付き一般競争入札を行っている。

ワクチンの取扱い業者としては、共同運営格付けのAランクの業者8者と、Bランクの業者3者の計11者あり、区内業者の該当はない。

25年度は、区内業者と区外でAランクかつワクチン購入の契約実績のあることを条件に、制限付き一般競争入札を行っている。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件6 東部公園清掃管理作業(その4)ほか1件

(事務局)

当該業者は、本店は神奈川県川崎市にあり、資本金、売上高、従業員数、営業年数は記載のとおり。建物清掃・設備保守・公園管理等を主たる業務とする会社である。

練馬支店は、平成10年に練馬区関町北に開設され、支店長ほか3名の従業員数で登録されている。

本店が23区以外で、区内での支店等の営業実績が2年以上あること、過去2年間に代理人名義での契約実績があることなど、一定の条件に該当する場合は、準区内業者として区内業者と同様の条件で入札に参加することができる。当該業者の練馬支店は準区内

業者の認定を受けている。

東部公園清掃管理作業および西部緑地緑道清掃管理作業については、区内・準区内業者で、共同運営格付けがA・B・Cランクであることなどを条件に制限付き一般競争入札を行っている。

(委員)

当該会社は練馬区以外に支店があるのか。

(事務局)

登記簿やHPで確認をしようとしたが、確認できる資料がなかった。

(委員)

練馬の支店は登記されているか。

営業所があることと登記があることは全く異なる。

(事務局)

申請の段階では登記簿などを提出させている。

(経理用地課長)

区内に支店を設けて、準区内業者に登録する時点で登記簿などで確認をするが、毎年登記簿の確認を行ってはいない。最新の登記簿から状態を確認しているわけではない。

(委員)

何年かに1回提出させる制度ではないのか。

情報のメンテナンスとしては不十分である。

(経理用地課長)

制度上、何年かに1回とはなっていないので、今後検討する必要がある。支店を設けているとは名ばかりの支店で、実態のない支店の例もあるが、練馬区は「本店所在地が東京23区域外にある」という要件がある。これをやっているのは練馬区だけであり、他の22区は練馬区に比べると準区内が非常に多くある。練馬区は当要件により、準区内の数が少ないため、職員が一定程度実態調査を行っている。

(委員)

何年かに1回は登記簿を確認したほうが良いのでは。

(経理用地課長)

取扱いについて検討する。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われているが、準区内業者の確認方法について検討の必要がある。

●抽出案件7 練馬区立開進第四中学校仮設校舎等の賃貸借

(事務局)

当該賃貸借契約は、練馬区立開進第四中学校の改築に伴い、工事期間中に使用する仮設校舎をリース契約により設置するものである。

仮設校舎は図面のとおり、建替えとなる新校舎とグラウンド(校庭)の間に設置される。設置場所については、校舎改築基本計画・基本設計委託のプロポーザルで受託した設計業者から受けた提案をもとに、教育委員会、学校、工事担当課等の協議のもとに決定し、基本設計・実施設計に反映させている。

賃貸借契約の入札は、区内・準区内業者および共同運営格付けがAランクの区外業者などを参加条件に希望制指名競争入札を実施している。

(経理用地課長)

補足だが、仮設の場所はお手元の図面のとおりだが、仮設校舎を作って、既存の校舎を撤去する。敷地の中で行うということである。

(委員)

リースの建物だが、リース専門の会社のほうが強い。区内業者は建築関係の業者のため、リース業者から仕入れて組み立てるという手間が入る。こういった入札方式でないと駄目なのか。

入札経過調書でも金額差や辞退が多い。

(経理用地課長)

同様の仮設案件だと保育園の大規模改修の仮設園舎案件が多いが、そういった事例では区内業者も落札している。ご指摘のとおりだとは思うが、一方でリース業者が入らないようにすることはかえって金額が高くなるため、難しい。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件8 天然ガス自動車等の運行管理委託（単価契約）

（事務局）

当該委託の内容は、環境部が公害パトロールの移動手段や環境学習事業に活用する天然ガス自動車3台および電気自動車1台の運行管理を委託するものである。

導入の目的は、環境に配慮した低公害車を区が率先して導入することにより、環境への負荷を低減し、区民への低公害車の周知・啓発を図るためである。

天然ガス自動車の将来性については、天然ガスの今後の価格や供給体制を予測することが難しいため、不透明な状況にある。

（委員）

契約の内容は運転代行とあるが、運転の委託ということか。

（環境部経営課）

そのとおりである。天然ガスの充填も含めて、代行を委託している。

（委員）

主な経費内容は運転手の人件費と燃料代で良いか。

車両は区の所有物か。

（環境部経営課）

車両は区がリースしている。

（委員）

3台分の年間経費にしてははずいぶん差があると思われる。

（環境部経営課）

実際には4台動かしてもらっているが、運転代行で来ていただいているのは3名のため、実質3台となっている。

（委員）

1台あたり240万円ははずいぶん安いと思う。

（環境部経営課）

運転手として来ていただいている方は、現役をリタイアされた方と思われる。

(経理用地課)

当該落札業者は土木の運転代行委託等も行っている。経理用地課でも車両は持っており、職員が運転するものと運転手付のものがあるが、運転手付の物は運行管理委託である。来ていただいている運転手を見ても、現役をリタイアされた方と見受けられる方がいる。

(委員)

運行管理委託とのことだが、事故があった場合はどちらが責任をとるのか。
例えば重大な人身事故等があった場合はどうなるのか。

(経理用地課長)

契約書を確認しないと確実なことは言えないが、区の車両なので区の責任がないということにはならない。

(委員)

それは第二義的な話で、第一義的には業者が責任をとるのか。
保険の内容は決められているのか。

(経理用地課)

対人に関しては無制限である。

(環境部経営課)

対物に関しては500万で見積もるようにと指示がある。

(委員)

対物が500万で大丈夫か。

(環境部経営課)

それ以上だと予算査定の段階で切られてしまう。第一義的な責任は業者に、それに対応できなければ区で対応する。

(委員)

付保の状況が現実とあっているかを確認する必要がある。一般的には対物500万は怖くて有り得ないと思う。付保は見直したほうが良いと思う。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われているが、保険に関しては検討する必要がある。

■平成 25 年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）
（事務局）

資料 7、8 に基づき説明。

その他

次回開催、平成 26 年 1 月 22 日に臨時会開催の予定。